

受託業者を特定するための評価基準

別紙1

業務名： 住宅確保要配慮者向け住宅供給計画検討業務（奈良県の住まい方改善検討業務）（県営住宅建替事業）（災害時の住宅被害対策推進事業）

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点		技術点					
	判断基準		管理技術者	担当技術者(※4)	照査技術者	小計	合計	
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※5	資格・実績等	技術者資格①	技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」） ①技術士（建設部門「都市及び地方計画」） ②RCCM「都市計画及び地方計画」 ③上記①②以外	①2 ②1 ③0	①1 ②0.5 ③0	①1 ②0.5 ③0	4	23
		技術者資格②	技術者資格を次のとおり評価する。 なお、担当技術者を複数設ける場合は、そのうちのいずれか1人の資格のみ評価の対象とする。 ①一級建築士 ②上記①以外	/	①1 ②0	/	1	
	専門技術力	業務執行技術力① 平成25年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。） 同種業務A：8000戸以上を対象とする「公営住宅の長寿命化計画」の策定又は改定に関する業務（※1） 同種業務B：「応急仮設住宅のマニュアルの策定」に関する業務（※1）（※7） ①同種業務Aかつ同種業務Bの実績がある（※6） ②同種業務A又は同種業務Bの実績がある ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	/	5		
	情報収集力	地域精進度 平成25年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県県土マネジメント部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①奈良県内における業務実績あり ②上記①以外	①2 ②0	①2 ②0	/	4		
	専門技術力	企業の業務執行技術力 平成31年4月1日以降、令和5年3月31日までに完了した奈良県県土マネジメント部発注の建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する（※2）（※3）。 ①6.5点以上（業務成績評定点の平均値-6.5）×0.2 ②6.0点以上6.5点未満（業務成績評定点の平均値-6.5）×0.4 ③6.0点未満 -3	Max 7			7		
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力② 近畿地方整備局発注の平成31年4月1日以降、令和5年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰（建設コンサルタント等）の経験について、次のとおり評価する。 （照査技術者としての実績は評価しない。） ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ③事務所長表彰の実績あり ④上記①②以外	①1 ②0.5 ③0	①1 ②0.5 ③0	/	2		
	専任制	※5業務量 公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。 （照査技術者として従事するものは含めない。） ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	/	5		

- ※1 国または地方公共団体が発注した業務に限る。
- ※2 予定価格100万円以上の奈良県県土マネジメント部発注業務の実績がない場合は6.5点として評価は0点とする。
- ※3 評価対象となる委託業務等成績評定点は[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]とする。
（[測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。）
- ※4 担当技術者を複数もうける場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。ただし、「技術者資格②」の評価値についてはこの限りでない。
- ※5 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加算しない。
- ※6 契約が異なる複数の業務での実績も可とする。
- ※7 「応急仮設住宅のマニュアルの策定」とは、建設型応急仮設住宅又は借上型応急仮設住宅の供与に関する実施フローや実施要領の作成を含むマニュアルの策定に限る。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
実施方針・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	4	14
	実施手順	業務量の把握状況を工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	※※	4	
	その他	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。	※※	6	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1 「平時における住宅確保要配慮者向けの住宅供給」について	①住宅確保要配慮者向け住宅の実態調査を行い、県営住宅の役割を精査するうえでの着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	10	30
		②県営住宅の団地別の整備・管理方針の検討を行ううえでの着眼点及び検討方法について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	20	
	評価テーマ2 「被災時における住宅確保要配慮者向けの住宅供給」について	①被災者向け住宅（建設型応急仮設住宅、借上型応急仮設住宅、公的賃貸住宅）別の役割分担及び住宅確保要配慮者の属性別の供給方針を検討するうえでの着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	16	28
		②借上型応急仮設住宅の実施要領及び供給フローを検討するうえでの着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	12	

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			-	

合計 100

※※ の評価点は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。